

	改 正 案	現 行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ・ロ　（略）</p> <p>ハ　組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第三条 第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪</p> <p>二～ヲ　（略）</p> <p>三　（略）</p> <p>四　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>五～九　（略）</p> <p>2～4　（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ・ロ　（略）</p> <p>ハ　組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第三条 第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪</p> <p>二～ヲ　（略）</p> <p>三　（略）</p> <p>四　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</p> <p>五～九　（略）</p> <p>2～4　（略）</p>	
<p>○　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第二百三十八号）</p> <p>（施設又は区域内の差押え、捜索等）</p> <p>第十三条 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判所又は裁判官からするものとする。</p>	<p>（施設又は区域内の差押、捜索等）</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>第十三条 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押（差押状の執行を含む。）又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。</p>	